

社発第 T-289 号  
2025 年 7 月 17 日

貸 借 取 引 参 加 者  
代 表 者 殿

日 本 証 券 金 融 株 式 会 社  
代表執行役社長 櫛田 誠希

貸借取引品貸し申込みにおける品貸料の最高料率 10 倍適用について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記の銘柄につきましては、貸付株券の調達が極めて困難であることから、2025 年 7 月 18 日申込分（7 月 22 日品貸し申込み受付分）から当分の間、貸借取引品貸し申込みにおける品貸料の最高料率を 10 倍とする臨時措置を講じることといたしましたので、ご通知申し上げます。

今後、貴社におかれましては、当該銘柄の置かれている状況をご理解のうえ貸借取引をご利用いただくとともに、併せて当該銘柄の制度信用取引をご利用のお客様に対しましては、当該臨時措置の実施についてご説明いただくようお願い申し上げます。

敬 具

記

| コード  | 対象銘柄                |
|------|---------------------|
| 4676 | (株)フジ・メディア・ホールディングス |

以 上